

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

1) 平成31年度に実施する理学部、工学部の組織改編に向けて、両学部のアドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについて、組織改編の理念に適応した改定を行うとともに、カリキュラムの改革を行う。【1】

・【1】前年度に引き続き、理学部、工学部の改組に伴う新カリキュラムを実施し、学部・学科改組にかかる理念の達成度や、新規開講または改編された授業科目の目標到達度を、アンケート等によって検証する。

2) クォーター制導入にあわせて平成28年度から開始する共通教育の新カリキュラムにおいて、初年次教育や教養科目、基礎科目の実施状況並びに学生の学習効果を、学生アンケートや成績評価等の分析により精査し、共通教育の教育理念に掲げる「学士基礎力」育成のためのカリキュラム改善を推進する。【2】

・【2】平成28年度から開始した共通教育の新カリキュラムについての学生アンケートの分析や新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて前年度に立案した、令和4年度以降の共通教育カリキュラムの実施準備を行う。

3) 学生の学修効果を高めるためのクォーター制、双方向・参加型授業、反転授業、e-Learning、学修ポートフォリオ等を効果的に取り入れた授業を開発し実施するとともに、組織的な調査により、「愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～」の習得率を90%以上、企業の採用担当者等からの本学の卒業生に対する肯定的な評価を80%以上にする。【3】

・【3】前年度に実施した遠隔授業の成果の分析を基に、質向上のためのノウハウを学内で共有するとともに、新型コロナウイルス感染防御対策を徹底しながら、対面授業も可能な限り開講することにより、愛大学生コンピテンシーの習得率90%以上を維持する。また、「愛媛県内就職・定住促進」教育プログラム及びきめ細やかな就職支援体制の継続により、企業の採用担当者等からの本学の卒業生に対する肯定的な評価80%以上を維持する。

4) 四国地区5国立大学が連携して、各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を、インターネットを用いたe-Learningで共有・補完し、教養科目（共通科目）及び専門科目を中心に50科目以上を共同開講し、教育内容の充実に取り組む。【4】

・【4】達成済み。

(2) 大学院課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

1) 平成28年度改組の農学研究科に6年一貫教育コースを開設して学部教育との接続を強化するとともに、平成32年度までに改編予定の他研究科において、アドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを再検討し、カリキュラムの改革を行う。【5】

・【5】前年度に改組を行った研究科において、カリキュラム改編の効果を検証するため、学生の修学状況等を分析する。

2) 博士課程では、先端研究を担う人材あるいは高度な専門的職業人を育成するため、学修プロセスごとの評価ツールを用いて、コースワークとリサーチワーク及び研究指導の在り方を点検し、成績評価や学位授与の厳格化も含んだ改善を行う。【6】

・【6】各研究科において、コースワークとリサーチワーク及び研究指導の在り方を点検して厳格化した成績評価や学位授与基準等について、学生の成績や学位論文の質などから改善の効果を検証する。

(3) 教育・学習成果の可視化と評価に関する目標を達成するための措置

学士課程と大学院課程の双方において、学生の学習成果を可視化するツールを開発して教学IR (Institutional Research) によるデータ解析を行い、その評価結果を全学的に共有する。【7】

・【7】第3期中期目標期間における教学IRの効果について確認し、「教育企画室IRレポート」等により、その内容を全学的に共有する。

(4) 教員の教育力向上に関する目標を達成するための措置

1) 教育関係共同利用拠点(教職員能力開発拠点として平成31年度まで認定済)を中心に、テニユア・トラック制度のためのPD(Professional Development)プログラムを含む学内FD(Faculty Development)講習を更に高度化するとともに、本学が独自に開発しているFD・SD(Staff Development)講習について、本学教職員の受講者数を第3期中期目標期間中に延べ13,000人以上とする。(戦略性が高く意欲的な計画)【8】

- ・【8】中期目標期間中の数値目標は既に達成しているが、更なる人材育成を進めるため、研修プログラムの改善及び新規FDプログラム開発の継続などにより、学内FD・SDプログラムの受講者数を第3期中期目標期間6年間の累計で、目標値である13,000人を超える14,500人以上とする。

2) 教育の質の向上のため、教育コーディネーターを中心にした各部局の教職員との連携を図りながらカリキュラム改善に向けたFDを実施する。【9】

- ・【9】教育の質の向上の観点から教育コーディネーター研修会などの全学的なFDを実施し、第4期中期目標期間に向けた教育コーディネーター研修会の新たなテーマを検討する。

3) 教職員能力開発拠点や四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)を通して、第3期中期目標期間中に延べ150校以上に研修講師を派遣するなど、本学で培った人材育成のノウハウを全国に発信するとともに、FD・SD・教学IRを専門的に担当する実践的指導者を育成するため、全国の高等教育機関の教職員を対象として学外で毎年2回の養成講座を開催し、学内外で延べ300人以上の修了者を輩出する。【10】

- ・【10-1】中期目標期間中の数値目標は既に達成しているが、更なる人材育成を進めるため、全国の大学で実施される教職員能力開発研修の講師を年間30校以上に派遣する。
- ・【10-2】中期目標期間中の数値目標は既に達成しているが、更なる指導者育成を進めるため、FD・SD・教学IRを専門的に担当する実践的指導者を育成するプログラムを実施して年間50人以上の修了者を輩出する。

(5) 学習支援・学生支援の充実に関する目標を達成するための措置

1) 学習環境と学習状況の分析結果に基づき、学生が主体的・能動的に学ぶための教育環境(アクティブラーニング・ルーム等)を整備する。【11】

- ・【11】主に共通教育科目の授業を実施している共通講義棟Aを改修し、アクティブラーニング・ルームを整備する。また、令和4年8月に現在の契約期間が満了し、システムの更新を行う修学支援システムについて、第4期中期目標期間での更なる学生サービスの向上、教員授業支援・学生修学指導機能充実に向けたシステムを構築する。

2) 学生が自らの志向性にあわせて学びをデザインできるように、課外研修・留学に関する説明会や事前・事後指導の改善、愛媛大学スチューデント・キャンパス・ボランティア(SCV)や愛媛大学リーダーズ・スクール(ELS)への支援強化等を通じて、留学支援やボランティア活動支援、広義のキャリア教育を含む「準正課教育」を充実させる。【12】

- ・【12-1】「愛媛大学リーダーズ・スクール(ELS)」及びその関連科目並びに「大学間連携共同教育推進事業(UNGL)」プログラムに参加した学生を対象として行ったアンケート等の調査結果を分析し、得られた知見を活かして学生能力開発プログラムの改善・充実を図る。
- ・【12-2】前年度までに内容を充実させて正課教育の共通教育科目とした教育プログラムを、更に職業キャリア形成に活かすための改善・充実を図り、当該プログラムの履修科目数に応じてスキルを認定する制度づくりを進める。

3) 学生が様々な正課外活動をキャンパスの内外において行うことができるように、ソフト面(事故防止やハラスメント防止のためのサークル研修の充実や、評価に基づく公正な予算配分制度の確立)とハード面(運動場整備やサークルボックス等の改修)で支援する。【13】

- ・【13-1】前年度に制作したサークル向けのe-Learning教材を活用し、「サークルリーダー研修会」を実施する。また、学生団体へアンケートを実施し、全学公認団体の基準の見直しを行う。さらに、各サークルへより公正な予算配分ができるように、学生団体評価制度の採点基準について検討を行う。
- ・【13-2】山越グラウンドにある11団体の倉庫を1カ所に集約するとともに、共用室2室を含む部室棟を新設する。

4) シラバス等の文書の多言語化やキャンパスのユニバーサルデザイン、障害者差別解消法への対応(障がい学生の個々のニーズに合わせた支援)等、学生の多様性に配慮した学習支援措置をとる。【14】

- ・【14-1】学生の不適応の予防策として、全学生に対して不適応が発覚する前に行う一次対策、不適応に陥りかけた学生に対して行う二次対策及び不適応からの回復も含めた三次対策について策定したプログラムを実施し、評価を行う。
- ・【14-2】障がい学生への「合理的配慮」について、正しい知識と理解を深めることを目的とした、教職員向けのオンライン研修を行う。

(6) 入学者選抜方法の高度化に関する目標を達成するための措置

- 1) 四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するシステムを平成29年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用する。【15】
 - ・【15】入学者選抜に関するオンラインシステムの活用により、多面的・総合的な評価を推進するとともに、令和3年度で契約終了・更新を行う同システムについて、第4期中期目標期間においても安定運用ができるシステムを構築する。
- 2) 附属高校等のスーパーグローバルハイスクール (SGH)・スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 採択校をモデル校として、「課題研究」の高度化を図り、その入試への活用を通じて実効性のある高大接続事業を推進する。【16】
 - ・【16】高大接続事業の改善を図るため、附属高校等での課題研究の方法（ルーブリックの活用を含む）や成果について調査する。また、課題研究の入試への活用を進めるため、令和3年度入試から様式が変更された調査書で、課題研究がどのように記述されているかを調査する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究拠点の強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 本学の強みである、地球深部ダイナミクス研究センター (GRC)、沿岸環境科学研究センター、プロテオサイエンスセンターにおける研究活動を充実させ、全国的な共同研究拠点となるための重点的な支援を行い、先端研究センターにおいては、第2期中期目標期間後半より共同研究数、研究分野で定評のあるハイインパクトジャーナルへの掲載数を10%以上増加させるとともに、プロテオ創薬研究分野では、研究推進の鍵となるヒトタンパク質の全数合成を達成する。(戦略性が高く意欲的な計画) 【17】
 - ・【17-1】学長、機構長及びセンター長の裁量的経費による研究費の一部傾斜配分を継続して行う。また、沿岸環境科学研究センターにおいては「改組検討WG」、地球深部ダイナミクス研究センターにおいては「在り方検討委員会」の検討結果を踏まえ、組織改編を行い、沿岸環境科学研究センターには、生態・保健科学部門、地球深部ダイナミクス研究センターには、実験系地球科学部門及び数値系地球科学部門を設置する。
 - ・【17-2】先端研究センターにおいて、研究者ネットワークの強化状況を示す指標である共同研究数及び世界をリードする研究成果の発信状況を示す指標であるハイインパクトジャーナルへの掲載数を第2期中期目標期間後半より10%以上増加させる。
 - ・【17-3】中期目標期間中の数値目標を達成したことを踏まえ、更なる取組として、プロテオサイエンスセンターにおいて、プロテインアレイの質と価値をより高めるため、令和3年度末までに5,000種類のヒト遺伝子を新たに取得し、29,000種類のタンパク質を搭載する世界最大のヒトプロテインアレイ及びフォーカスドプロテインアレイを整備する。
- 2) 高圧関連分野での新しい機能性物質の創成と応用に取り組むことを目的に、GRC・理学部・工学部の高圧関連分野の教員の連携により、10人以上の人員を集積させた超高压新物質創成分野を組織化する。(戦略性が高く意欲的な計画) 【18】
 - ・【18】中期目標期間中の数値目標を達成したことを踏まえ、更なる取組として、超高压材料科学の組織体制を強化するとともに、得られた新物質の多様な応用に関する研究等を、産業界とも連携して推進する。
- 3) 新たな先端研究、地域におけるイノベーションの創出、文理融合型学際研究、基礎研究を応用に導く橋渡し研究、地域社会と協働して取り組む研究等を推進するため、バイオイメージングやプラズマ応用等の組織横断的研究グループを育成するとともに、第3期中期目標期間中に10以上の新規基盤的研究拠点(リサーチユニット)を立ち上げる。(戦略性が高く意欲的な計画) 【19】
 - ・【19】中期目標期間中の数値目標を達成したことを踏まえ、更なる取組として、厳格な評価により、十分な実績をあげ、発展が見込まれるRUに対してインセンティブを与える一方、実績が十分でないRUには、廃止を含む適切な措置を行うとともに、優秀な若手研究者によるRUの形成支援を行う。

う。また、RU 制度におけるこれまでの効果等を踏まえ、第 4 期中期目標期間に向けた制度の見直しを行う。

(2) 研究力の強化に関する目標を達成するための措置

1) 学術支援センターに設備サポートセンター機能を付与し、設備・機器を効率的に学内共同利用できるシステムを構築するとともに、所属する教職員の研究支援能力向上のため、設備・機器の取扱いに関する資格取得や技術習熟のための研修等を実施し、機器の共同利用件数を第 2 期中期目標期間より 30%以上増加させる。【20】

- ・【20】 共同利用機器のバージョンアップや再配置などを年間 3 件以上行うとともに、機器利用を促進するための利用者向けの各種講習会や技術セミナーを年間 60 回以上開催する。さらに、共同利用機器の学外利用を推進するため、大学連携研究設備ネットワークに 5 台以上の機器を新規登録するほか、中四地方ファシリティネットワークなどの学外共同利用プラットフォームを積極的に活用する。以上の取組により、機器の共同利用件数を第 2 期中期目標期間最終年度より 30%以上増加させる。

2) 外部資金獲得実績に対する新たな個人レベル及び組織レベルの優遇制度を整備するとともに、研究コーディネーターによるブラッシュアップ機能を補完するため、研究費申請アドバイザーボード（仮称）の新設など外部資金獲得に向けた支援体制を充実させ、教員一人当たりの科学研究費助成事業、共同研究、受託研究等による外部資金獲得総数を第 2 期中期目標期間より 3%以上増加させる。【21】

- ・【21-1】 外部資金獲得実績に対するインセンティブ制度及び研究費申請アドバイザー制度等のこれまでの効果を分析、検証し、第 4 期中期目標期間に向けた制度の見直しを行う。
- ・【21-2】 地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業の地域ニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における共同研究・受託研究等の実施数を年間 55 件以上とする。【30】再掲

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

(1) 地域創生機能の強化に関する目標を達成するための措置

1) 地（知）の拠点整備事業（COC 事業）及び地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）を推進するため、地域社会と連携した人材育成、地域活性化を目的としたセンターを設置する。また、平成 26 年度に設置した「地域共創コンソーシアム」（地域のステークホルダーとの協働を目的とし産学官金民で構成）運営のための既存の協議会を再構築するなど体制を整備し、COC 事業・COC+事業終了後も、その趣旨を踏まえた本学独自の取組を継続して実施する。【22】

- ・【22】 COC、COC+事業を本学独自の取組として継続して実施するとともに、県や自治体、企業など地域のステークホルダーと高等教育機関とが自由に意見交換を行い、「地方創生」をより円滑に進めるため、「えひめ地域連携プラットフォーム（仮称）」構築に向けた取組を実施する。

2) 地域連携ネットワークを充実させるため、県内の自治体・各種団体・企業・他大学との間で、新たに 10 件以上の連携協定を締結する。（戦略性が高く意欲的な計画）【23】

- ・【23】 達成済み。

(2) 地域志向型人材育成に向けた教育組織の新設とカリキュラム等の展開に関する目標を達成するための措置

1) 新設する「社会共創学部」を中心として、地域の様々なステークホルダーとともに協働しながら、地域を教育の場としたフィールドワーク、インターンシップを含む科目・プログラムを第 3 期中期目標期間末までに年間 100 以上開講するなど、地域課題の解決につながる教育を実施するとともに、愛媛県内への就職率を第 3 期中期目標期間末までに 50%以上にする。（戦略性が高く意欲的な計画）【24】

- ・【24-1】 地域を教育の場としたフィールドワーク・インターンシップを含む科目・プログラムについて、全学で年間 100 以上の開講を維持する。
- ・【24-2】 「地域志向キャリア形成センター」の設置による効果と課題を検証し、「愛媛県内就職・定住促進」教育プログラムを発展させる。また、新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮しつつ、OB・OG サロン（座談会）や公務員 OB・OG 交流セミナーなどを実施し、学生に対しより手厚い支援を行う。
- ・【24-3】 地域志向型人材育成の裾野を広げるため、全国の高校生を対象に地域社会の課題解決のた

めのアイデア・活動実績・研究成果を競う「社会共創コンテスト」を継続して実施する。

2) 地域の活性化、地域イノベーションを創出する人材を育成するため、自治体・企業・教育界・NPO等との連携を強化して、平成28年度より地域に対する理解と関心を涵養する授業「えひめ学」(共通教育全学必修科目)を改編するとともに、地域で働く意欲を涵養する授業「地域志向型キャリア形成科目(仮称)」を新設するなど、地域志向型カリキュラムの整備・充実を行う。
【25】

・【25】達成済み。

3) 地域及び地域産業に関する専門的知識・技術を有し、地域活性化のリーダーになれる人材である「地域専門人材」を育成するため、第2期中期目標期間に引き続いてリカレント教育プログラムを開講し、第3期中期目標期間中に1,500人以上の受講生を輩出する。【26】

・【26】中期目標期間中の数値目標は既に達成しているが、引き続き地域専門人材を育成するため、リカレント教育プログラムを開講し、年間250人以上の受講者を輩出するとともに、「地域専門人材育成・リカレント教育支援センター」に専任教員を配置し、新たなプログラムの開発に取り組む。

4) 教職員の地域志向を高めるため、社会連携系職員養成プログラムを拡充し、第3期中期目標期間中に150人以上の受講者を輩出する。【27】

・【27】中期目標期間中の数値目標は既に達成しているが、引き続き教職員の地域志向を高めるため、社会連携系教職員養成研修プログラムを開講(ビデオ視聴を含む)し、年間30人以上の受講者を輩出する。

5) 地域医療に貢献する医師、看護師、保健師を目指す学生のモチベーションを高めるため、県内の主要病院や保健所、地域包括支援センター、訪問看護ステーションにおいて、実地臨床に近いレベルの実習期間を延長し、教育カリキュラムを充実させる。【28】

・【28-1】医学部医学科において、県内26連携病院と連絡会議を設置し、地域医療教育カリキュラムの充実を図るとともに、参加型臨床実習では、これら連携病院での臨床実習を実施し、地域医療を体験させる。また、看護学科と共同の地域密着型の実習プログラムを継続し、在宅生活支援実習を実施する。

・【28-2】医学部看護学科において、今年度入学生からの新カリキュラムでは、地域密着型の新たな科目である「地域で暮らす人を知る」「暮らしの体験演習」「暮らしの支援実習Ⅰ」を実施する。早期からフィールドワークを伴う演習を行うことで、看護の対象となる人々とその暮らしのバックグラウンドにある地域の特性や社会資源を含めて健康課題を把握し、地域志向力の高い学生を育成する。また、今年度から「地域枠入試」での入学者に対し、上記の演習や実習に加えて、「在宅生活支援実習」に参加させる。

(3) 地域・社会の課題の解決に資する研究の推進及び人材の育成に関する目標を達成するための措置

1) 地域密着型研究センター(南予水産研究センター、紙産業イノベーションセンター、植物工場研究センター等)において、教員、学生が協同した研究を行うことにより、地域・社会の課題解決や地域の活性化に貢献できる人材を育成・輩出する。また、本学が地域に密着した中核機能を発揮する市町を増加させるため、サテライト機能を持った新たな地域密着型研究センターを3件以上設置する。(戦略性が高く意欲的な計画)【29】

・【29】中期目標期間中の数値目標を達成したことを踏まえ、更なる取組として、前年度に設置した「地域協働センター中予」の拠点機能を充実させるための取組を行うとともに、既存のセンターも含む地域密着型研究センターを中心に、地域・社会の課題解決や地域の活性化に資する活動を、地域と教員と学生が協働して行い、地域・社会の課題解決や地域の活性化に貢献できる人材を輩出する。

2) 愛媛県内における共同研究・受託研究等の年平均実施数を第2期中期目標期間中の年平均実施数よりも10件以上増加させる。【30】

・【30】地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業の地域ニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における共同研究・受託研究等の実施数を年間55件以上とする。(【21-2】再掲)

(4) 地域・社会の課題の解決と産業イノベーションにつながる産学官連携活動に関する目標を達成するための措置

1) 地域のニーズと学内シーズをマッチングさせ、地域と連携した研究数を総計 240 件以上とするとともに、産学官共同研究を推進し、新事業を 12 件以上創出する。(戦略性が高く意欲的な計画)【31】

- ・【31】 中期目標期間中の数値目標は既に達成しているが、引き続き地域の自治体や企業との情報交換を実施し、自治体・企業のニーズと学内シーズのマッチングを図ることで、県内における地域と連携した研究の第 3 期中期目標期間中の累計実施数を目標値である 240 件を超える 260 件以上とする。

2) 技術移転に関わる四国地区 5 国立大学共同実施体制の構築により、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動 (Proof Of Concept 等) を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。【32】

- ・【32】 四国地区 5 国立大学連携による産学連携推進体制の下、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大することを目的に、「Proof of Concept」活動として新技術説明会での研究シーズ発表を 5 大学連携で行い、また四国地域の産業活性化を実現するためのオープンイノベーションハブ機能の整備や新事業創出支援体制の構築に関する活動を行う。

(5) 教育研究成果の地域還元に関する目標を達成するための措置

1) 地元企業に対する技術開発を積極的に支援するとともに、地域課題解決等に向けた政策立案を支援するため、連携自治体の委員会、協議会等へ積極的に参画する。【33】

- ・【33-1】 企業ニーズの把握とその解決のための研究者マッチングを行うなど、地元企業の技術開発を積極的に支援する。
- ・【33-2】 COC 事業終了後も、県内各地域の担当コーディネーターを継続配置することにより、引き続き各連携自治体等との連携を深め、県をはじめとする自治体の各種委員会、協議会等へ積極的に参画し、地域課題解決等に向けた政策推進を支援する。

2) 図書館やミュージアム、COC サテライトオフィス等の学内外施設を活用して、シンポジウムやセミナー、市民講座、展覧会等を毎年 100 回以上主催し、教育研究成果を地域に発信する。【34】

- ・【34】 多様なテーマのシンポジウムやセミナー、市民講座、展覧会等を年間 100 回以上開催し、本学の教育研究成果を広く発信する。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) 国際的な大学間連携の推進に関する目標を達成するための措置

1) アジア・アフリカ拠点国等とのサテライト機能を活用するとともに、日本・インドネシア 6 大学協働事業 (SUIJI : Six University Initiative Japan Indonesia) による教育研究連携を発展させる。【35】

- ・【35-1】 愛媛大学海外サテライトオフィス・モザンビーク (ルリオ大学) とのオンライン交流を促進し、長期留学生のリクルートを行うとともに、共同研究体制を強化する。
- ・【35-2】 日本・インドネシア 6 大学協働事業による学部・大学院プログラムを継続発展させるために、オンライン教育も含めたプログラムを検討・実施する。

2) 学術交流協定校との連携を軸に、留学生と日本人学生の双方に対応するサービスラーニング・プログラム (海外と国内の地域における課題発見・解決型の貢献実習) やインターンシップ等を促進する。【36】

- ・【36-1】 学術交流協定校との連携を軸に、留学生と日本人学生の双方に対応するサービスラーニング・プログラムを、オンラインまたはオンラインと現地での対面教育を組み合わせる形で再構成するとともに、JASSO 奨学金への申請と自治体等への働きかけを行い、事業の継続を図る。
- ・【36-2】 インターンシップ参加者とその受入企業からの評価に基づき、インターンシッププログラムの改良を行うとともに、インターンシップ参加企業に就職した実績を検証し、地域企業に対して外国人材の採用に繋がるようなプログラムの活用方法を提案することで、新規参加企業の増加を図る。

(2) グローバル化に対応した人材の育成に関する目標を達成するための措置

1) 留学生受入プログラム等の充実により、留学生数(長期・短期)を第2期中期目標期間より30%以上増加させるとともに、企業ネットワークを活用し、留学生の就職支援教育を充実させる。【37】

- ・【37-1】短期受入プログラムについては、オンラインでの交流事業等を促し、協定校等との交流活動の維持継続を図る。長期受入プログラムについては、オンラインを活用したリクルートを推進する。
- ・【37-2】留学生の就職支援について、「留学生就職促進プログラム」の授業等に企業が参加する仕組みを整備する。また、キャリア教育科目・就職支援行事等プログラム内容を県内の大学等へ公開するとともに、四国国立5大学の国際連携推進専門委員会等を利用して四国地域の大学へも広く公開する。

2) 日本人学生派遣プログラムの充実及び奨学金制度等の活用により、日本人学生の海外派遣者数(長期・短期)を第2期中期目標期間より50%以上増加させる。【38】

- ・【38】学生海外派遣プログラムについては、オンラインでの交流事業等を促し、協定校等との交流活動の維持継続とともに、参加学生の増加を図ることで、海外派遣の希望者を増加させる。

3) 外国人教員等(外国籍教員・外国の大学で学位を取得した日本人教員・外国での教育研究経験のある日本人教員)の割合を全教員の10%以上にする。【39】

- ・【39】外国で通算1年以上教育研究経験のある日本人教員数を新たに増加させるため、オンラインによる外国派遣研究員制度等の活用を含む海外派遣の実施について検討する。

(3) グローバル化に対応した体制の整備に関する目標を達成するための措置

1) 職員の語学力を含む国際業務対応能力を向上させるため、SDプログラム等を活用し、毎年2人以上の職員を海外へ派遣する。【40】

- ・【40】海外派遣またはそれに相当するオンライン等を活用した研修へ参加させるなど、継続的に職員の国際業務対応能力を向上させる仕組みを構築する。

2) キャンパス環境の国際化のため、修学・就業に関する学内情報の英文化を進めるとともに、教育・観光等、地域事業への留学生の派遣・連携を通して、地域の国際化に貢献する。【41】

- ・【41】作成済みの英文化した情報を随時更新するとともに、教員研修、配慮を要する学生対応に関する情報の英文化を推進する。また、行政や教育機関等と連携し、オンラインと対面などのオフライン、どちらも活用した留学生と地域との交流事業を実施するとともに、地域の国際化への貢献として、国際教育支援センターが開講する日本語教育プログラム等を地域へ公開する。

5 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 医療の質の向上、地域貢献に関する目標を達成するための措置

1) 特定機能病院として、移植関連医療やロボット手術、光学及び画像医療等の先端医療、高度医療に関わる検査及び手術機器等の設備並びに高度先進技術を導入し、高度急性期医療機能を強化する。【42】

- ・【42-1】臓器・組織移植センターが窓口となり、各診療科が連携し、特に、移植実施数の増加と移植コーディネーターの育成を図ることにより、肝臓、腎臓、角膜、羊膜の移植医療を更に充実させる。ロボット手術件数については、200件実施する。
- ・【42-2】高度生殖医療である体外受精について、年間採卵数100回、胚移植数100回を施行する。また、既に開始しているがん・生殖医療において、県内からの年間相談件数20件を目標として、愛媛県がん・生殖医療ネットワーク協議会やセミナーを開催し、施設間の連携強化を図る。さらに、受精卵凍結保存や精子凍結保存、卵巣凍結(将来の自家移植目的)を実施する。

2) 全国に先駆けて設置した総合診療サポートセンターの機能を最大限に活用し、愛媛県地域保健医療計画に基づく、5疾病6事業や地域包括ケアシステム等の拡充に向けた取組を、愛媛県や愛媛県医師会等と連携して支援する。【43】

- ・【43-1】地域医療連携ネットワーク研究会、HiME ネット研究会の開催及び愛媛大学医学部連携病院長会議での活用報告を通じて、地域医療連携ネットワークシステム「HiME ネット」の活用を促進し、愛媛県、愛媛県医師会等と密に連携を図り、病病・病診連携及び新たな取組である薬薬連携を強化する。
- ・【43-2】新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、Web会議システムを利用した情報共有や連携会議を総合診療サポートセンターが率先して開催し、医療・福祉・介護サービス間の顔の見える連携の

推進と強化を図る。

- ・【43-3】総合診療サポートセンターの機能を活かした実のある地域包括ケアシステムの推進とともに、大学病院が担う高度急性期医療から、他の役割の医療機関及び患者の日常生活の場に速やかに戻せるよう退院支援の質向上に取り組む。

3) 愛媛県の救急医療体制を強化するため、広域搬送手段としての愛媛県ドクターヘリ事業を、県立病院群とともに支援する。【44】

- ・【44】新型コロナウイルス感染症流行下においても、救急航空医療学講座、救急医学講座及び附属病院看護部が連携し、愛媛県ドクターヘリ運航事業に参画することで、愛媛県の救急医療体制を維持するとともに、事例検討会への積極的な参加を行うなど、本事業を通じ、フライトドクター・フライトナースの育成に取り組む。また、感染症流行時や大規模災害時において、トリアージや問診等を行うことのできるスペースを整備し、緊急時においても附属病院が診療を継続できるよう、施設の機能強化を図る。

4) 医療安全管理体制を強化するため、全医療スタッフを対象に医療安全管理教育を年10回以上実施する。【45】

- ・【45-1】前年度に引き続き、全職員対象の医療安全管理教育（新規採用オリエンテーション、講演会、セミナー、救命救急講習会等）を年10回以上開催するとともに、専従化した医師 GRM (General Risk Manager) が中心となり、医療スタッフを対象とした研修会を企画するなど、更なる医療安全管理体制を充実させる。
- ・【45-2】前年度に引き続き、患者及び家族への適切な説明の実施及び診療録への正確な記載について、診療録監査も含めモニタリングの強化を図る。また、重大インシデント等、早急な対応が必要な事例に対して、速やかに事実確認、原因の調査を行い、再発防止策を講じる。組織的な対応が必要な事例についてはインシデント事例検討会を開催し、対応を協議する。

(2) 医療人の育成と医学教育に関する目標を達成するための措置

1) 総合臨床研修センター、地域医療支援センター及び地域医療関連寄附講座等を通じて、専門医療からプライマリ・ケアまで、幅広いニーズに対応可能な、質の高い医療人を育成する。【46】

- ・【46】質の高い医療人を育成するため、初期臨床研修では、研修医に対し高度シミュレータを用いた実践的な教育支援を行い、質の高い医療技術を修得させる。また、専門研修では、引き続き合同説明会や共通講習を実施することで幅広い技能・知識を修得させる。

2) 地域医療を志向する学生の卒前教育及び卒後教育を組織的に推進し、地域への人材派遣を通して、地域医療を充実させる。【47】

- ・【47】卒前卒後のシームレスな医学教育を基盤として、地域医療学講座及び地域医療に関わる寄附講座が連携し、県内設置の地域サテライトセンターを拠点とした地域医療教育を実践・推進する。また、地域医療支援センターが中心となり、県、医師会、地域の医療機関等と連携協力して、医師不足の状況等を把握・分析し、継続的な地域卒医師の県内地域医療機関への適正配置を図るとともに、キャリア形成と地域定着の支援に取り組む。

(3) 医学研究の推進に関する目標を達成するための措置

先端医療創生センター等を中心として、基礎研究と臨床研究の融合を図り、橋渡し研究を通じて、医療機器の開発や知的財産の獲得に貢献する。【48】

- ・【48-1】先端医療創生センター (TRC) が中心となり、連携拠点大学による日本医療研究開発機構 (AMED) 橋渡しシーズ公募説明会・個別相談会及び TRC セミナーを開催し、引き続き新たな橋渡し研究プロジェクトの立ち上げや推進を支援する。
- ・【48-2】民間企業との各種顕微鏡のアプリケーション共同開発を更に進める。さらに、新規特許出願中の技術についても米国及び欧州におけるライセンス展開を進め、臨床での活用及び国際ライセンス展開を図る。
- ・【48-3】「地域医療・健康拠点東温」が中心となり、東温市及び市内企業等との共同研究を推進するとともに、前年度に設置した地域協働センター中予の主な事業の一つとなる「とうおん健康医療創生事業」の充実を図るため、健康増進事業を推進し、愛大コーホート研究を進める。

(4) 病院の国際化に関する目標を達成するための措置

国立大学附属病院長会議の『将来像実現化計画』に基づき、国際的な人材の育成と医療支援を含む国際人事交流を推進する。【49】

- ・【49】前年度に引き続き、JICA プロジェクト「日本モンゴル教育病院運営管理及び医療サービス提供の体制確立プロジェクト」を実施し、病院全体の運営、業務の見直し、運営サポート等について、オンライン支援体制の整備を行う。

(5) 経営の安定化に関する目標を達成するための措置

- 1) 今後の医療の進展及び制度改革に迅速かつ柔軟に対応するため、病院長を支える幹部人材の育成法、附属病院内のガバナンスや事務組織の機能等について検証し、学長のリーダーシップの下、医師、看護師等の医療スタッフに対する病院長の人事権限を拡充する。【50】
 - ・【50】病院運営に携わる人材を育成するため、前年度に引き続き、病院管理者等を対象とした研修会等に病院長を含む執行部が参加し、執行部間で情報共有を図りつつ、病院運営・経営マインドの養成を図る。また、学長が任命した新病院長の下、病院執行部を中心に、院内のガバナンスを強化する。
- 2) 病院長のリーダーシップの下、予算を重点的に配分するとともに、手術件数を10%以上増加させる。【51】
 - ・【51】病院長のリーダーシップの下、病院長裁量経費を充実させ戦略的な予算配分を行う。また、手術室の利用率を更に向上させるため、手術枠の弾力的な運用を継続して行い、年間手術件数を平成27年度比10%増加させる。
- 3) 経費節減等に取り組み、一般管理費を3%未満に維持する。【52】
 - ・【52】冷暖房時の集中管理やフィルター清掃等のメンテナンスを実施するとともに、設備機器を高効率機種へ転換し省エネルギー対策を推進する。また、OA機器等のスリープモードの活用、昼休みの一部消灯を積極的に行うとともに、物品のリユースやペーパーレス化を推進し、既定経費の削減を行うことで、一般管理費を3%未満に維持する。

(6) 労働環境に関する目標を達成するための措置

- 職員の福利厚生充実、労働環境の改善、ダイバーシティ推進本部との連携による職員の多様な働き方に応じた復職・育児・介護支援や再雇用制度の活用により、優秀な人材を確保する。【53】
 - ・【53】多職種の委員で構成する勤務環境改善検討委員会において、働き方改革の動向を踏まえた医療従事者等の勤務環境の改善を引き続き検討・実施する。また、出退勤システムを重信事業場の全ての職種に導入するとともに、医師の労働時間短縮のための取組を推進するため、医師の労働時間について実態調査を行う。さらに、育児短時間制度の取得推進や再雇用制度を活用することで、人材の離職防止を図る。

6 附属学校園に関する目標を達成するための措置

- 1) 特別支援教育や英語教育の推進等、地域の教育課題に対するモデル的取組の具現化のため、大学や地域教育委員会等との連携体制を強化して取り組み、その成果を研究大会や地域研修会等を通して地域に還元するとともに、大学・学部の教員養成カリキュラムの充実に資する。【54】
 - ・【54】「小中連携プログラム」の成果について研究大会や地域研修会等を通して情報発信を行い、地域に還元する。また、その成果を活かせるよう教育学部に具体的な提案を行い、大学・学部の教員養成カリキュラムの充実に向けて協議する。
- 2) これからの教員に求められる資質・能力を育成するため、大学と連携し、アクティブラーニングやICT等を活用した質の高い教育実習を実施する。【55】
 - ・【55】平成28年度の教育学部改組に伴い改訂した「教育実習の手引き」及び前年度の取組を踏まえた改善策に沿って、アクティブラーニングやGIGAスクール構想により今後更に拡充が見込まれるICT等を活用した教育に対応した質の高い教育実習を実施する。また、教育実習及びインターン実習の改善のために、取組の成果と課題を検証する。
- 3) 附属5校園の組織的連携・協働及び大学との連携による教育・研究を推進するとともに、多様な子どもへの合理的配慮の提供及びインクルーシブ教育システムの推進に取り組む。【56】
 - ・【56-1】第3期中期目標期間における大学及び附属5校園の組織的連携・協働による教育・研究の推進について、教育連携コーディネーター会議による取組の成果を取りまとめ、愛媛大学教育学部学部・附属連絡協議会及び愛媛大学附属学校園会議に報告するとともに、教育研究大会等を通

して地域に発信する。

- ・【56-2】学びのダイバーシティサポートチームの支援対象となる幼児・児童・生徒への合理的配慮の提供が校園間の移行（進学）において有効に機能するための体制を，教育学部附属インクルーシブ教育センターの設置を含め整備し，その効果を検証するとともに体制整備の成果と課題を取りまとめる。

4) SGH の指定校である附属高校を中心として，大学及び海外の教育機関との連携協力をを行い，国際理解教育や外国語教育を充実させる。【57】

- ・【57】WWL（World Wide Learning）指定校として附属高校の国際理解教育・外国語教育に関する新たなネットワークを構築する。県内外の高校や教育機関と連携した国際理解教育や外国語教育に関わる研究会等の開催を行うとともに，国際理解・異文化理解に関する附属高校の「課題研究」の成果を国内外に発信する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織の戦略的企画機能の強化に関する目標を達成するための措置

1) 学長がリーダーシップをより発揮し機動的な大学運営を推進するため，教員ポイント制の導入により人的資源の再配分を行うとともに，IR 機能等の組織の在り方を見直し，学長の補佐体制を強化する。【58】

- ・【58-1】これまで収集した IR データを継続的に活用するとともに，本学教員の業績を一元管理し，分析可能な状態に整備することにより，学長の補佐体制を更に強化する。
- ・【58-2】前年度に決定した見直し方針に従い，第 4 期中期目標期間における教員ポイント制の実施体制を構築する。また，学内クロスアポイントメント実施のための仕組みを検討する。

2) 教員の諸活動の活性化と高度化に役立たせるために実施している「教員の総合的業績評価」において，実質的な教員評価を実施するため，ティーチング・ポートフォリオを活用する。【59】

- ・【59】前年度に開始した新たな教員業績評価制度の実施状況を検証し，評価制度をより円滑に運用する仕組みを構築する。

3) 教員の流動性を高め，かつ優秀な人材の確保に繋げるため，評価結果をより処遇に反映可能な評価制度への改善を通じて，人事・給与制度の弾力化を図り，承継ポストの 10%を年俸制に移行するとともに，クロスアポイントメント制度を創設する。【60】

- ・【60】令和 2 年 4 月 1 日以降の新規採用者に適用している第 2 号年俸制（新年俸制）について，月給制の教員に対し制度の周知を行い，新年俸制への移行を推奨する。また，新たな手当を新設するなどクロスアポイントメント制度を推進するための仕組みを構築する。

4) 女性教職員の能力の活用及び向上を図るため，管理職の 10%以上の比率で女性を登用する。【61】

- ・【61】女性管理職比率の向上に向け，令和 4 年度からの新たな女性教員採用制度を検討する。女性教職員の管理職を育成するための研修の在り方については，外部研修の利用・オンライン配信の活用なども行い，更に効果的な実施方法を検討する。

5) 40 歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し，教育研究を活性化するため，若手教員の雇用に関する計画に基づき，退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を，20%以上となるよう促進する。【83】

- ・【83】各部局等の教員人事計画に基づき，優秀な若手教員の採用を促進するため，学長裁量ポイントを活用するほか，若手教員の人件費支援を行うなど，新たな取組を実施する。

(2) 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 平成 28 年度の法文学部の改組及び社会共創学部の設置を受け，平成 32 年度には，人文社会科学に関する高度で専門的な知識と能力，広範な学際的視野及び適切な問題解決能力を備えた専門職業人の育成を行う専攻や，地域のファシリテーターとして，他領域の専門家と協働し，複眼的なアプローチで地域課題を解決できる能力を有する専門職業人の育成を行う専攻を設置し，人文社会科学系の大学院課程を整備する。【62】

- ・【62】達成済み。

2) 平成 28 年度の教育学部の改組に伴って、実践型の教員養成機能を一層強化し、地域の教員養成の拠点として、入試制度の改革、実践経験を重視したカリキュラムの強化、小中一貫教育・アクティブラーニング・小学校における英語の教科化等への対応を行う。また、愛媛県における新規採用小学校教員の占有率を 40%以上にするるとともに、教員養成に特化することにより、教員就職率について第 3 期中期目標期間中に 80%を達成する。さらに、愛媛県における教員の大量退職が平成 40 年頃で終了するといった動向を踏まえ、第 3 期中期目標期間中に教育学部の組織について見直す。(戦略性が高く意欲的な計画)【63】

- ・【63-1】令和 2 年度入試から導入したグループディスカッションの内容や実施方法等を、前年度に実施したアンケート等による検証結果を踏まえて改善する。
- ・【63-2】前年度に引き続き、中期計画に掲げた①愛媛県における新規採用小学校教員の占有率 40%以上、②教員就職率 80%以上、の 2 つの数値目標を達成できるよう、学生への教師のやりがいや職業観に関する啓蒙活動のほか、教員採用試験対策を強化する。

3) 教育学研究科においては、高度な教育実践力を持ち、学校現場でのリーダーとなりうる教員の養成を行うため、平成 28 年度の教育実践高度化専攻(教職大学院)の設置に引き続いて、第 3 期中期目標期間中に、教科教育専攻及び特別支援教育専攻を教職大学院へ移行させる。第 3 期中期目標期間中において、移行前の既存修士課程における現職教員・留学生等を除く修了者の教員就職率約 60%、新設(予定)の教職大学院修了者の教員就職率約 80%を確保する。【64】

- ・【64】前年度に開始した教職大学院新カリキュラムを、学年進行にあわせて円滑に実施することで、教育活動の質の向上を図り、高度専門職人材育成の機能を更に向上させる。また、教員就職率約 80%以上を確保するために、実習担当教員による毎月 1 日以上の情報共有・指導方針検討のためのケース会議等の方法によって、教育実習(連携校実習)の質の改善を図る。

4) 教育学部・教育学研究科において、実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員を、附属学校を活用した指導経験も含め、第 3 期中期目標期間末には 30%確保する。【65】

- ・【65】前年度に引き続き、教育学部教員の附属学校園での教育への参画を推進し、教育現場への派遣を継続することにより、教育学部・教育学研究科教員の、学校現場における指導経験を有する大学教員比率 30%以上を維持する。

5) 平成 28 年度の農学部・農学研究科の改組に続き、イノベーションの創出に向けて、高い技術力とともに発想力、経営力等の複合的な力を備えた理工系人材の戦略的育成を推進するため、平成 31 年度に理学部・工学部・理工学研究科を中心に理工系教育研究組織を再編する。【66】

- ・【66】達成済み。

(3) 事務系職員の人事制度と人材育成マネジメントに関する目標を達成するための措置

職員の能力開発(SD)を推進するため、企画力・実践力を高める研修プログラムを開発し、実施する。【67】

- ・【67】企画力・実践力を高める研修プログラムとして開発した「企画力養成研修」及び「愛媛大学戦略的リーダー育成コース」を実施する。また、アンケート結果等に基づき実施状況を検証し、研修プログラム内容の見直しを行い、更なる職員の能力開発(SD)を推進する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

本学に対する寄附金を第 3 期中期目標期間末までに累計 3 億円とするとともに、新たな寄附講座を 10 件設置する。(戦略性が高く意欲的な計画)【68】

- ・【68】中期目標期間中の寄附目標額(3 億円以上)を既に確保したことから、継続的な基金活動を実施し、企業や一般篤志家から幅広い基金の獲得を含め、更なる拡充へ向け戦略的に活動する。

(2) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

仕様及び契約形態の変更等により、契約事務の改善を行い、管理的経費を抑制する。【69】

- ・【69】不要物品のリサイクル・リユースを積極的に行い、資源の有効活用を推進する。また、電力契約の契約方法の見直し等を行い、管理的経費の削減を行う。

(3) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

全学的視点に立った資産（建物・設備）の効果的・効率的な運用・管理を行うとともに、余裕金について安全かつ効果的な資金運用を行う。【70】

- ・【70】資産の有効活用を図るため、北吉井宿舎跡地について、引き続き、売却も視野に入れた利活用策を検討するとともに、施設一時使用にかかる貸付料の見直しを行い、多様な財源を確保する。また、余裕金の運用については、文部科学大臣の認定の取得により運用可能となった収益性の高い商品の運用の検討も含め、引き続き金利情勢を見極め、安全かつ効果的な資金運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検評価の充実に関する目標を達成するための措置

定期的実施している自己点検・評価業務を継続するとともに、相互連携を更に強化するため自己点検評価室と各部局の自己点検評価組織の体制を見直す。【71】

- ・【71】自己点検評価室において4年目終了時評価の評価結果を総括し、各部局に対して改善のための提言を行うとともに、6年目終了時評価に向けた自己点検・評価を実施する。また、第4期中期目標期間に向けて国立大学法人評価における自己点検・評価体制の見直しを行う。

(2) 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

全構成員が広報活動の担い手となり、情報の共有化（インナーコミュニケーション）を推進するとともに、多様な情報発信機能を活用し、地域・社会に必要とされる情報を、正確かつわかりやすい形で発信する。【72】

- ・【72-1】愛媛大学公式 Instagram アカウントを開設し、学生（団体・サークル・ゼミなど）による大学生活の日常が感じられる情報発信を推進する。また、学内のイベント情報を一元的に把握・共有できるシステムを運用し、情報の共有化を推進する。
- ・【72-2】愛媛県下における地域ステークホルダーの本学への理解度を高めるために、大学情報の説明会をきめ細かく実施する。また、高校（生徒、教員）が必要としている情報を効果的に発信・誘導するため、公式ウェブサイトの改修を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

1) キャンパスマスタープラン（中・長期的整備計画）の再検討を行い、既存建物の改修等の計画を見直し、効率的な施設の維持管理を行う。【73】

- ・【73】施設の効率的な維持管理のため、キャンパスマスタープランの再検討を行うとともに施設整備計画を見直し、修繕及び維持管理を行う。

2) 安全・安心な教育研究環境の基盤を確保するため、経年劣化した施設・ライフライン（給水配管・ガス配管・電気設備等）について、国の財政措置の状況等を踏まえ、耐震対策・防災機能を強化する。【74】

- ・【74】「令和3年度国立大学法人等施設整備費補助事業」に採択された施設整備費補助金等を活用し、ライフライン（排水設備）の耐震対策・防災機能の強化を実施する。

3) 地球環境への配慮のため、施設・設備の省エネルギー化を推進するとともに、地域・社会との共生を図るための連携拠点となる研究室等について、国の財政措置の状況等を踏まえ、施設を整備する。【75】

- ・【75】地球環境への配慮のため、建物等の照明設備のLED化及び高効率空気調和設備への更新等、CO2の排出量削減を図る施設整備を実施する。また、「EU.Regional Commons（仮称）」の建設等により、地域・社会との共生を図るための連携拠点づくりを行う。

4) 大学の機能強化・活性化を図るため、社会共創学部の設置・既存学部の改組に伴ってスペースの最適化を行うとともに、多様な教育研究への対応と新たな共用スペース確保のため、国の財政措置の状況等を踏まえ、経年使用により老朽化・陳腐化した施設をリノベーションする。【76】

- ・【76】「令和3年度国立大学法人等施設整備費補助事業」に採択された施設整備補助金等を活用し、老朽化・陳腐化した共通講義棟Aのリノベーションにより教育・研究の機能強化を図る。また、社会共創学部の教育研究活動等のスペースの最適化を図るスペースマネジメント計画の策定を行う。

(2) 安全管理・環境管理に関する目標を達成するための措置

1) 安全衛生管理と環境改善に対する構成員の意識向上を図るため、安全衛生・環境に関連する講習等を年間4回以上実施するとともに、全職員の衛生管理者等の有資格者率を5%以上に維持し、各部局等の事務組織の有資格者を1人以上とする。【77】

・【77】衛生管理者等の有資格者の部局等の偏在を解消するため、事務系職員を中心に引き続き有資格者の増員を図るとともに、安全衛生管理と環境改善に対する構成員の意識向上を図るための講演会・講習会等を、オンラインも含め年間4回以上実施する。

2) 各リスクへの対応手順を示した危機管理マニュアルを毎年度見直し、内容を充実させる。【78】

・【78】危機事象発生時に適切な対応ができるよう、引き続きリスク毎の危機管理マニュアルを見直し、内容の充実を図る。

(3) 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

1) 研究活動における不正行為を事前に防止するため、各学部等に部局責任者を配置するなど、組織の管理体制を強化するとともに、研究者等の研究倫理の向上を図るため、学問分野に応じたe-Learning教材等の研究倫理教育教材の開発を行い、研究倫理教育等を更に充実する。【79】

・【79】研究倫理e-Learning教材「eAPRIN」による研究倫理教育を継続実施するとともに、各部局等における研究倫理教育の受講状況及び理解度を把握する。また、研究倫理e-Learning教材「eAPRIN」の導入効果を検証する。

2) 研究費等の不正使用を未然に防止するため、平成31年度までに研究者等の指導・相談を行う指導員を整備するなど、組織の管理責任を強化し、不正使用防止体制を整備するとともに、構成員の意識の向上を図るため、平成29年度までに職域や雇用形態に応じた教育教材の開発や、e-Learningを活用して教育を実施する仕組みの構築を行うなど、コンプライアンス教育等を更に充実させる。【80】

・【80】達成済み。

3) 「愛媛大学における人権侵害の防止等に関する指針」に基づき、公正な教育・研究・就業環境の整備を図り、人権侵害の防止に関する取組を推進する。【81】

・【81】前年度までに実施した教職員対象及び学生対象のアンケート等から明らかになった課題を整理した上で、その対応を研修内容に反映させる等、人権に関する研修の質の向上及び具体化を図る。

(4) 学術情報基盤の充実に関する目標を達成するための措置

学術情報基盤の安定的な運用に向け、機密性・完全性・可用性を維持する管理運用体制を強化するとともに、e-Learningを活用した構成員への情報倫理教育を行うなど、情報セキュリティ教育等を更に充実させる。【82】

・【82】「愛媛大学サイバーセキュリティ対策等基本計画」に基づき実施するサイバーセキュリティ対策等を評価・改善する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3,110,549 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 横河原宿舎の土地（愛媛県東温市横河原字横川 1375 番 6,692.82 m²）及び建物（鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建，延床面積 3,981.60 m²）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い，本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は，

- ・ 教育・研究環境整備事業
- ・ 教育・研究の質の向上のための事業
- ・ 附属病院の診療体制充実等事業
- ・ 業務改善・組織運営充実等事業

に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・(医病) ライフライン再生 (空調設備等) ・(持田・附小) 校舎改修 ・(城北) 講義棟等改修 ・(城北) ライフライン再生 (給排水設備) ・(樽味) ライフライン再生 (給排水設備) ・(重信) 附属病院多用途型トリアージスペース整備事業 ・(城北) 基幹・環境整備 (衛生対策等) ・気象データ活用環境保全型灌水防除装置設置工事一式 ・放射線治療システム ・総合臨床検査システム ・インクルーシブ教育時代におけるセキュアな遠隔学習支援システム ・深発地震・深部マグマ測定システム (全国共同利用・共同実施分) ・安心安全な教育研究環境の基盤整備事業 ・城北キャンパス整備事業 ・小規模改修 	総額	施設整備費補助金 (948)
	2,362	長期借入金 (847)
		運営費交付金 (14)
		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (25)
		補助金等 (168)
		目的積立金 (360)

(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

基本事項

未来に向けての多様な発展と運営の基盤強化等を目指し、大学機能の高度な展開を図るため、すべての構成員の能力を最大限発揮できる効果的な人事システムの構築を図り人材育成を推進する。

(1) 教員人事

教員ポイント制や年俸制を活用して、弾力的な教員人事を行う。

さらに、教員の業績評価を実施して、厳格かつ公正な評価及び処遇等への反映を行う。

また、教員の自発的・主体的活動を促す能力開発を推進する。

(2) 事務系職員

「事務系職員人事・人材育成ビジョン」に基づき、能力開発に重点を置いた人事政策を推進する。

また、事務系職員の人事評価を実施して、人事の適正化と点検評価を行う。

(参考1) 令和3年度の常勤職員数 2,142人

また、任期付職員数の見込みを352人とする。

(参考2) 令和3年度の人件費総額見込み 21,210百万円 (退職手当は除く。)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

令和3年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	12,440
施設整備費補助金	948
補助金等収入	794
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	25
自己収入	28,340
授業料, 入学金及び検定料収入	4,949
附属病院収入	22,950
財産処分収入	29
雑収入	412
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,387
引当金取崩	72
長期借入金収入	847
目的積立金取崩	1,499
計	48,352
支出	
業務費	41,344
教育研究経費	17,654
診療経費	23,690
施設整備費	1,819
補助金等	449
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,387
長期借入金償還金	1,338
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	13
計	48,352

[人件費の見積り]

期間中総額 21,210 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「運営費交付金」のうち, 当年度当初予算額 12,426 百万円,
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 14 百万円

注) 「施設整備費補助金」のうち, 当年度当初予算額 32 百万円,
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 916 百万円

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 当年度当初予算額 2,917 百万円,
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 470 百万円

2. 収支計画

令和3年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	46,732
經常費用	46,732
業務費	42,535
教育研究経費	4,796
診療経費	13,985
受託研究費等	1,332
役員人件費	118
教員人件費	12,138
職員人件費	10,166
一般管理費	906
財務費用	64
雑損	0
減価償却費	3,228
臨時損失	0
収入の部	46,124
經常収益	46,124
運営費交付金収益	12,062
授業料収益	4,710
入学金収益	659
検定料収益	135
附属病院収益	22,950
受託研究等収益	1,424
補助金等収益	695
寄附金収益	1,434
施設費収益	85
財務収益	11
雑益	854
資産見返運営費交付金等戻入	680
資産見返補助金等戻入	203
資産見返寄附金戻入	221
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△608
目的積立金取崩益	1,005
総利益	397

3. 資金計画

令和3年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	50,964
業務活動による支出	42,958
投資活動による支出	3,437
財務活動による支出	1,957
翌年度への繰越金	2,613
資金収入	50,964
業務活動による収入	44,436
運営費交付金による収入	12,425
授業料, 入学金及び検定料による収入	4,949
附属病院収入	22,950
受託研究等収入	1,305
補助金等収入	794
寄附金収入	1,309
その他の収入	703
投資活動による収入	1,013
施設費による収入	973
その他の収入	40
財務活動による収入	847
前年度よりの繰越金	4,668

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

法文学部	人文社会科学（昼間主）	1,120人
	（夜間主）	400人
教育学部	学校教育教員養成課程	600人
	特別支援教育教員養成課程（R2 募集停止）	40人
社会共創学部	産業マネジメント学科	280人
	産業イノベーション学科	100人
	環境デザイン学科	140人
	地域資源マネジメント学科	200人
理学部	理学科	675人
	数学科（H31 募集停止）	50人
	物理学科（H31 募集停止）	50人
	化学科（H31 募集停止）	52人
	生物学科（H31 募集停止）	43人
	地球科学科（H31 募集停止）	30人
医学部	医学科	685人
	（うち、医師養成に係る分野	685人）
	看護学科	260人
工学部	工学科	1,510人
	機械工学科（H31 募集停止）	90人
	電気電子工学科（H31 募集停止）	80人
	環境建設工学科（H31 募集停止）	90人
	機能材料工学科（H31 募集停止）	70人
	応用化学科（H31 募集停止）	90人
	情報工学科（H31 募集停止）	80人
	学科共通（3年次編入）	10人
農学部	食料生産学科	290人
	生命機能学科	184人
	生物環境学科	226人
人文社会科学研究科	法文学専攻	24人
	（うち、修士課程	24人）
	産業システム創成専攻	16人
	（うち、修士課程	16人）
教育学研究科	心理発達臨床専攻	20人
	（うち、修士課程	20人）
	教育実践高度化専攻	80人
	（うち、専門職学位課程	80人）

医学系研究科	看護学専攻	28人
	(うち、修士課程)	24人
	(うち、博士課程)	4人
	医学専攻	120人
理工学研究科	(うち、博士課程)	120人
	生産環境工学専攻	142人
	(うち、修士課程)	124人
	(うち、博士課程)	18人
	物質生命工学専攻	137人
	(うち、修士課程)	122人
	(うち、博士課程)	15人
	電子情報工学専攻	130人
	(うち、修士課程)	118人
	(うち、博士課程)	12人
農学研究科	数理物質科学専攻	92人
	(うち、修士課程)	80人
	(うち、博士課程)	12人
	環境機能科学専攻	68人
	(うち、修士課程)	56人
	(うち、博士課程)	12人
連合農学研究科	食料生産学専攻	52人
	(うち、修士課程)	52人
	生命機能学専攻	46人
	(うち、修士課程)	46人
連合農学研究科	生物環境学専攻	46人
	(うち、修士課程)	46人
	生物資源生産学専攻	27人
	(うち、博士課程)	27人
教育学部附属小学校	生物資源利用学専攻	12人
	(うち、博士課程)	12人
	生物環境保全学専攻	12人
	(うち、博士課程)	12人
	教育学部附属小学校	576人
	学級数 18クラス	
教育学部附属中学校	384人	
学級数 12クラス		
教育学部附属特別支援学校	60人	
学級数 9クラス		
教育学部附属幼稚園	144人	
学級数 6クラス		
愛媛大学附属高等学校	360人	
学級数 9クラス		

年度計画（収支計画）における損益の不均衡について

不均衡理由

収支計画における損益不均衡については、附属病院資産の減価償却費見込額、附属病院収入による資産計上見込額、借入金の元金償還見込額等に係る損益差額の発生によるものである。詳細については下表のとおりである。

（単位：百万円）

損 益 差 額 事 項	損 益 差 額
附属病院資産の減価償却費見込額	△1,316
間接経費等を財源として購入した資産の減価償却費見込額	△143
リース資産の減価償却費見込額	△576
附属病院収入による資産計上見込額	482
間接経費収入による資産計上見込額	60
リース債務の支払元本	596
借入金の元金償還見込額	1,297
土地譲渡収入による費用支出見込額	△2
計	397